

韓国「通信秘密保護法」試訳

安部祥太

《目次》

I. 通信秘密保護法

[施行 2025 年 8 月 1 日] [法律第 20375 号, 2025 年 1 月 31 日一部改正]

II. 通信秘密保護法施行令(抄)

[施行 2024 年 7 月 24 日] [大統領令第 34724 号, 2024 年 7 月 23 日一部改正]

I. 通信秘密保護法

[施行 2025 年 8 月 1 日¹⁾] [法律第 20375 号, 2025 年 1 月 31 日一部改正]

第1条(目的) この法律は、通信及び対話の秘密と自由に対する制限は、その対象を限定して厳格な法的手続を経るようにすることで、通信の秘密を保護し、通信の自由を伸張することを目的とする。

第2条(定義) この法律で使用する用語の定義は、次の通りである。

1. 「通信」とは、郵便物及び電気通信をいう。
2. 「郵便物」とは、郵便法による通常郵便物と小包郵便物をいう。
3. 「電気通信」とは、電話・電子メール・会員制情報サービス・ファックス・無線呼出し等のように、有線・無線・光線その他の電子的方式によりあらゆる種類の音響・文言・符号又は映像を送信し、又は受信することをいう。
4. 「当事者」とは、郵便物の発送人と受取人、電気通信の送信人と受信人をいう。
5. 「内国人」とは、大韓民国の統治権が事実上行使されている地域に住所又は居所を置いている大韓民国国民をいう。
6. 「検閲」とは、郵便物について当事者の同意なくこれを開封し、又はその他の方法によりその内容を知得、採録又は留置することをいう。
7. 「傍受」とは、電気通信について当事者の同意なく電子装置・機械装置等を使用して通信の音響・文言・符号・映像を聴取・共読し、その内容を知得、採録し、又は電気通信の送・受信を妨害することをいう。
8. 「傍受設備」とは、対話又は電気通信の傍受に使用され得る電子装置・機械装置その他設備をいう。但し、電気通信機器・器具又はその部品として一般的に使用されるもの及び聴覚矯正のための補聴器又はこれと類似した用途で一般的に使用されるもののうち、大統領令で定めるものは除く。
- 8の2. 「不法傍受設備探知」とは、この法律によらずして行う傍受又は対話の聴取に使用される設備を探知することをいう。
9. 「電子郵便」とは、コンピューター通信網を通じてメッセージを伝送すること

1) 本稿のうち10条5・6項は、2025年8月1日に施行される予定である。

又は伝送されたメッセージをいう。

10. 「会員制情報サービス」とは、特定の会員又は契約者に提供する情報サービス若しくはそのようなネットワークの方式をいう。

11. 「通信事実確認資料」とは、次の各号のいずれか一つに該当する電気通信事実に関する資料をいう。

イ. 加入者の電気通信日時

ロ. 電気通信開始・終了時間

ハ. 発・着信通信番号等相手方の加入者番号

ニ. 使用度数

ホ. コンピューター通信又はインターネットの使用者が電気通信役務を利用した事実に関するコンピューター通信又はインターネットのログ記録資料

ヘ. 情報通信網に接続された情報通信機器の位置を確認することのできる発信基地局の位置追跡資料

ト. コンピューター通信又はインターネットの使用者が情報通信網に接続するために使用する情報通信機器の位置を確認することのできる接続地の追跡資料

12. 「端末機器固有番号」とは、移動通信事業者と利用契約が締結された個人の移動電話端末機器に付与された電子的固有番号をいう。

第3条（通信及び対話秘密の保護）①何人も、この法律と刑事訴訟法又は軍事法院法の規定によらずしては、郵便物の検閲・電気通信の傍受又は通信事実確認資料の提供をし、又は公開されていない他人間の対話を録音若しくは聴取することはできない。但し、次の各号の場合には、当該法律の定めるところによる。

1. 還付郵便物等の処理：郵便法第28条・第32条・第35条・第36条等の規定により、爆発物等郵便禁制品が入っていると疑われる小包郵便物（これに類する郵便物を含む。）を開披する場合、受取人に配達することができず、又は受取人が受領を拒否した郵便物を発送人に還付する場合、発送人の住所・姓名不明の郵便物として受取人が受け取りを拒否して還付するときにその住所・姓名を知るために開披する場合又は有価物の入った還付不能郵便物を処理する場合

2. 輸出入郵便物に対する検査：関税法第256条・第257条等の規定による信書以外の郵便物に対する通関検査手続

3. 拘束又は服役中である者に対する通信：刑事訴訟法第91条，軍事法院法第131条，刑の執行及び収容者の処遇に関する法律第41条・第43条・第44条及び軍における刑の執行及び軍収容者の処遇に関する法律第42条・第44条及び第45条による拘束又は服役中である者に対する通信の管理
4. 破産宣告を受けた者に対する通信：債務者再生及び破産に関する法律第484条の規定により破産宣告を受けた者に送られた通信を破産管財人が受領する場合
5. 混信除去等のための電波監視：電波法第49条乃至第51条の規定による混信除去等電波秩序維持のための電波監視の場合

②郵便物の検閲又は電気通信の傍受（以下，「通信制限措置」という。）は，犯罪捜査又は国家安全保障のために補充的な手段として利用されなければならない，国民の通信の秘密に対する侵害が最小限に留まるように努めなければならない。

③何人も，端末機器固有番号を提供し，又は提供されてはならない。但し，移動電話端末機製造業者又は移動通信事業者が端末機の開通処理及び修理等正当な業務の履行のために提供し，又は提供される場合は，この限りでない。

第4条（不法検閲による郵便物の内容と不法傍受による電気通信内容の証拠使用禁止）第3条の規定に違反して，不法検閲によって取得した郵便物又はその内容及び不法傍受によって知得又は採録された電気通信の内容は，裁判又は懲戒手続で証拠として使用することができない。

第5条（犯罪捜査のための通信制限措置の許可要件）①通信制限措置は，次の各号の犯罪を計画又は実行しているか，実行したと疑うに足りる十分な理由があり，他の方法によってはその犯罪の実行を阻止し，又は犯人の逮捕又は証拠の収集が困難である場合に限り，許可することができる。

1. 刑法第2編のうち第1章内乱の罪，第2章外患の罪のうち第92条から第101条までの罪，第4章国交に関する罪のうち第107条，第108条，第111条乃至第113条の罪，第5章公安を害する罪のうち第114条，第115条の罪，第6章爆発物に関する罪，第7章公務員の職務に関する罪のうち第127条，第129条乃至第133条の罪，第9章逃走と犯人隠匿の罪，第13章放火と失火の罪のうち第164条乃至第167条・第172条乃至第172条・第174条及び第175条の罪，第17章あへんに関する罪，第18章通貨に関する罪，第19章有価証券，切手，印紙

- に関する罪のうち第 214 条乃至第 217 条、第 223 条（第 214 条乃至第 217 条の未遂犯に限る。）及び第 224 条（第 214 条及び第 215 条の予備・陰謀に限る。）、第 24 章殺人の罪、第 29 章逮捕と監禁の罪、第 30 章脅迫の罪のうち第 283 条第 1 項、第 284 条、第 285 条（第 283 条第 1 項、第 284 条の常習犯に限る。）、第 286 条（第 283 条第 1 項、第 284 条、第 285 条〔第 283 条第 1 項、第 284 条の常習犯に限る。〕の未遂犯に限る。）の罪、第 31 章略取、誘引及び人身売買の罪、第 32 章強姦とわいせつの罪のうち第 297 条乃至第 301 条の 2、第 305 条の罪、第 34 章信用、業務と競売に関する罪のうち第 315 条の罪、第 37 章権利行使を妨害する罪のうち第 324 条の 2 乃至第 324 条の 4・第 324 条の 5（第 324 条の 2 乃至第 324 条の 4 の未遂犯に限る。）の罪、第 38 章窃盗と強盗の罪のうち第 329 条乃至第 331 条、第 332 条（第 329 条乃至第 331 条の常習犯に限る。）、第 333 条乃至第 341 条、第 342 条（第 329 条乃至第 331 条、第 332 条〔第 329 条乃至第 331 条の常習犯に限る。〕、第 333 条乃至第 341 条の未遂犯に限る。）の罪、第 39 章詐欺と恐喝の罪のうち第 350 条、第 350 条の 2、第 351 条（第 350 条、第 350 条の 2 の常習犯に限る。）、第 352 条（第 350 条、第 350 条の 2 の未遂犯に限る。）の罪、第 41 章贓物に関する罪のうち第 363 条の罪
2. 軍刑法第 2 編のうち第 1 章反乱の罪、第 2 章利敵の罪、第 3 章指揮権濫用の罪、第 4 章指揮官の降伏と逃避の罪、第 5 章守所離脱の罪、第 7 章軍務怠慢の罪のうち第 42 条の罪、第 8 章抗命の罪、第 9 章暴行・脅迫・傷害と殺人の罪、第 11 章軍用物に関する罪、第 12 章違令の罪のうち第 78 条・第 80 条・第 81 条の罪
3. 国家保安法に規定された犯罪
4. 軍事機密保護法に規定された犯罪
5. 軍事基地及び軍事施設保護法に規定された犯罪
6. 麻薬類管理に関する法律に規定された犯罪のうち第 58 条乃至第 62 条の罪
7. 暴力行為等処罰に関する法律に規定された犯罪のうち第 4 条及び第 5 条の罪
8. 銃砲・刀剣・火薬類等の安全管理に関する法律に規定された犯罪のうち第 70 条及び第 71 条第 1 号から第 3 号までの罪
9. 特定犯罪加重処罰等に関する法律に規定された犯罪のうち第 2 条から第 8 条、第 11 条、第 12 条の罪

10. 特定経済犯罪加重処罰等に関する法律に規定された犯罪のうち第3条から第9条までの罪

11. 第1号と第2号の罪に対する加重処罰を規定する法律に違反する犯罪

12. 国際商取引における外国公務員に対する賄賂防止法に規定された犯罪のうち第3条及び第4条の罪

②通信制限措置は、第1項の要件に該当する者が発送・受領し、又は送受信する特定の郵便物又は電気通信若しくはその該当者が一定の期間にわたって発送・受領し、又は送受信する郵便物又は電気通信を対象として許可され得る。

第6条(犯罪捜査のための通信制限措置の許可手続) ①検事(軍検事を含む。以下、同じ。)は、第5条第1項の要件が具備された場合には、法院(軍事法院を含む。以下、同じ。)に対して各被疑者別又は各被内査者別に通信制限措置を許可するように請求することができる²⁾。

②司法警察官(軍司法警察官を含む。以下、同じ。)は、第5条第1項の要件が具備された場合には、検事に対して各被疑者別又は各被内査者別に通信制限措置に対する許可を申請し、検事は法院に対してその許可を請求することができる。

③第1項及び第2項の通信制限措置請求事件の管轄法院は、その通信制限措置を受ける通信当事者の双方又は一方の住所地・所在地、犯罪地又は通信当事者と共犯関係にある者の住所地・所在地を管轄する地方法院又は支部(軍事法院を含む。以下、同じ。)とする。

④第1項及び第2項の通信制限措置請求は、必要な通信制限措置の種類・その目的・対象・範囲・期間・執行場所・方法及び当該通信制限措置が第5条第1項の許可

2) 「捜査」は、犯罪の嫌疑の有無を明白にし、公訴を提起・維持するかどうかを決定するために、犯人を発見・確保し、証拠を収集・保全する捜査機関の活動をいう(대법원 1999.12.7 선고, 98도 3329 판결)。これに対して、「内査」(내사)は、刑事法上の根拠を持つ概念ではない。「内査」は、犯罪の嫌疑が未だ認められない状態で、犯罪の嫌疑があるかどうかを確認するための調査活動をいう。捜査対象となった者を被疑者と呼ぶのに対して、内査対象となった者を被内査者と呼ぶ。

1954年制定刑事訴訟法は、検事を捜査の主宰者として規定し、司法警察官吏を捜査の補助者と位置づけた(1954年制定刑事訴訟法 195条, 196条 1項・2項)。そこで、第一次捜査機関としての地位を持たない警察が、検察の指揮を受けずに活動するために用いた概念が「内査」である。このような実務上の概念が、2011年通信秘密保護法改正によって明文化された。なお, 신동운, 신형사소송법 [제6판], (법문사, 2024년) 9-12쪽을参照。

要件を満たす事由等の請求理由を記載した書面（以下、「請求書」という。）により行わなければならない。請求理由について疎明資料を添付しなければならない。この場合、同一の犯罪事実についてその被疑者又は被内査者に対して通信制限措置の許可を請求し、又は許可を得た事実があるときは、再び通信制限措置を請求する趣旨及び理由を記載しなければならない。

- ⑤法院は、請求に理由があると認める場合は、各被疑者別又は被内査者別に通信制限措置を許可し、これを証明する書類（以下、「許可書」という。）を請求人に発付する。
- ⑥第5項の許可書には、通信制限措置の種類・その目的・対象・範囲・期間及び執行場所と方法を特定して記載しなければならない。
- ⑦通信制限措置の期間は2か月を超えてはならず、その期間中に通信制限措置の目的が達成された場合は直ちに終了しなければならない。但し、第5条第1項の許可要件が存続する場合には、疎明資料を添付して第1項又は第2項により2か月の範囲で通信制限措置期間の延長を請求することができる。
- ⑧検事又は司法警察官が第7項ただし書により通信制限措置の延長を請求した場合、通信制限措置の総延長期間は1年を超えることができない。但し、次の各号のいずれか一つに該当する犯罪の場合には、通信制限措置の総延長期間は3年を超えることができない。
 - 1. 刑法第2編のうち第1章内乱の罪、第2章外患の罪のうち第92条から第101条までの罪、第4章国交に関する罪のうち第107条、第108条、第111条から第113条までの罪、第5章公安を害する罪のうち第114条、第115条の罪及び第6章爆発物に関する罪
 - 2. 軍刑法第2編のうち第1章反乱の罪、第2章軍利敵の罪、第11章軍用物に関する罪、第12章違令の罪のうち第78条・第80条・第81条の罪
 - 3. 国家保安法に規定された罪
 - 4. 軍事機密保護法に規定された罪
 - 5. 軍事基地及び軍事施設保護法に規定された罪
- ⑨法院は、第1項・第2項及び第7項ただし書による請求に理由がないと認める場合には、請求を棄却してこれを請求人に通知する。

第7条（国家安保のための通信制限措置）①大統領令が定める情報捜査機関の長（以

下、「情報捜査機関の長」という。)は、国家安全保障に相当な危険が予想される場合又は国民保護と公共安全のためのテロ防止法第2条第6号の対テロ活動に必要な場合に限り、その危害を防止するためにこれに関する情報収集が特に必要であるときは、次の各号の区分により通信制限措置を行うことができる。

1. 通信の一方又は双方当事者が内国人であるときは、高等法院首席判事の許可を得なければならない。但し、軍用電気通信法第2条の規定による軍用電気通信(作戦遂行のための電気通信に限る。)については、この限りでない。
2. 大韓民国と敵対する国家、反国家活動の嫌疑がある外国の機関・団体と外国人、大韓民国の統治権が事実上及ばない朝鮮半島内の集団又は外国に所在するその傘下団体の構成員の通信であるとき及び第1項第1号ただし書の場合は、書面により大統領の承認を得なければならない。

②第1項の規定による通信制限措置の期間は4月を超えることができず、その期間のうち通信制限措置の目的が達成された場合は直ちに終了しなければならず、第1項の要件が存続する場合は疎明資料を添付して高等法院首席判事の許可又は大統領の承認を得て4月の範囲内で通信制限措置の期間を延長することができる。但し、第1項第1号ただし書の規定による通信制限措置は、戦時・事変又はこれに準ずる国家非常事態において敵と交戦状態にあるときは、作戦が終了するときまで大統領の承認を得ずに期間を延長することができる。

③第1項第1号による許可に関しては、第6条第2項、第4項から第6項まで及び第9項を準用する。この場合、「司法警察官(軍司法警察官を含む。以下、同じ。)」は、「情報捜査機関の長」と、「法院」は「高等法院首席判事」と、「第5条第1項」は「第7条第1項第1号本文」と、第6条第2項及び第5項のうち「各被疑者別又は各被内査者別に通信制限措置」はそれぞれ「通信制限措置」と見なす。

④第1項第2号の規定による大統領の承認に関する手続等必要な事項は、大統領令で定める。

第8条(緊急通信制限措置) ①検事、司法警察官又は情報捜査機関の長は、国家安保を脅かす陰謀行為、直接的な死亡又は深刻な傷害の危険を惹起し得る犯罪又は組織犯罪等重大な犯罪の計画若しくは実行等緊迫した状況にあり、第5条第1項又は第7条第1項第1号の規定による要件を具備した者について第6条又は第7条第1項及び第3項の規定による手続を経ることができない緊急の事由があると

きは、法院の許可なく通信制限措置をすることができる。

- ②検事，司法警察官，情報捜査機関の長は，第1項による通信制限措置（以下，「緊急通信制限措置」という。）の執行に着手した後，遅滞なく第6条（第7条第3項で準用する場合を含む。）により法院の許可請求をしなければならない。
- ③司法警察官が緊急通信制限措置をする場合には，あらかじめ，検事の指揮を受けなければならない。但し，特に急速を要し，あらかじめ指揮を得ることができない事由がある場合には，緊急通信制限措置の執行着手後に遅滞なく検事の承認を得なければならない。
- ④検事，司法警察官又は情報捜査機関の長が緊急通信制限措置を行おうとする場合には，必ず緊急検閲書又は緊急傍受書（以下，「緊急傍受書等」という。）によらなければならない。所属機関に緊急通信制限措置台帳を備え置かなければならない。
- ⑤検事，司法警察官又は情報捜査機関の長は，緊急通信制限措置の執行に着手した時から36時間以内に法院の許可を得られなかった場合には，当該措置を直ちに中止して当該措置により取得した資料を破棄しなければならない。
- ⑥検事，司法警察官又は情報捜査機関の長は，第5項により緊急通信制限措置によって取得した資料を廃棄した場合，廃棄理由・廃棄範囲・廃棄日時等を記載した資料廃棄結果報告書を作成して廃棄日から7日以内に第2項による許可請求をした法院に送付し，その副本を被疑者の捜査記録又は被内査者の内査事件記録に添付しなければならない。
- ⑦削除
- ⑧情報捜査機関の長は，国家安保を脅かす陰謀行為，直接的な死亡又は深刻な傷害の危険を惹起し得る犯罪又は組織犯罪等重大な犯罪の計画若しくは実行等緊迫した状況にあり，第7条第1項第2号に該当する者について大統領の承認を得る時間的余裕がなく，又は通信制限措置緊急に実施しなければ国家安全保障に対する危害を招来し得ると判断されるときは，所属長官（国家情報院長を含む。）の承認を得て通信制限措置を行うことができる。
- ⑨情報捜査機関の長は，第8項による通信制限措置の執行に着手した後，遅滞なく第7条による大統領の承認を得なければならない。
- ⑩情報捜査機関の長は，第8項による通信制限措置の執行に着手した時から36時間以内に大統領の承認を得られなかった場合には，当該措置を直ちに当該措置を直

ちに中止して当該措置により取得した資料を破棄しなければならない。

第9条（通信制限措置の執行） ①第6条乃至第8条の通信制限措置は、これを請求又は申請した検事・司法警察官又は情報捜査機関の長が執行する。この場合、通信官署その他関連機関等（以下、「通信機関等」という。）にその執行を委託し、又は執行に関する協力を要請することができる。

②通信制限措置の執行を委託し、又は執行に関する協力を要請する者は、通信機関等に通信制限措置許可書（第7条第1項第2号の場合には、大統領の承認書をいう。以下、本条、第16条第2項第1号及び第17条第1項第1号・第3号において同じ。）又は緊急傍受書等の表紙の写本を交付しなければならない、これを委託され、又はこれに関する協力要請を受けた者は、通信制限措置許可書又は緊急傍受書等の表紙の写本を大統領令が定める期間保存しなければならない。

③通信制限措置を執行する者と、これを委託され又はこれに関する協力要請を受けた者は、当該通信制限措置を請求した目的とその執行又は協助力時及び対象を記載した台帳を大統領令が定める期間備え置かなければならない。

④通信機関等は、通信制限措置許可書又は緊急傍受書等に記載された通信制限措置対象者の電話番号等が事実と一致しない場合には、その執行を拒否することができる、いかなる場合であっても電気通信に使用される暗証番号を漏洩することはできない。

第9条の2（通信制限措置の執行に関する通知） ①検事は、第6条第1項及び第8条第1項により通信制限措置を執行した事件に関して公訴を提起し、又は公訴の提起若しくは立件をしない処分（起訴中止決定、参考人中止決定を除く。）をしたときは、その処分をした日から30日以内に、郵便物検閲の場合にはその対象者に、傍受の場合にはその対象となった電気通信の加入者に、通信制限措置を執行した事実と執行機関及びその期間等を書面により通知しなければならない。但し、高位公職者犯罪捜査処（以下、「捜査処」という。）検事は、高位公職者犯罪捜査処設置及び運用に関する法律第26条第1項によりソウル中央地方検察庁所属検事に関係書類と証拠物を送付した事件に関して、これを処理する検事から公訴を提起し、又は提起しない処分（起訴中止決定、参考人中止決定を除く。）の通知を受けた場合にも、その通知を受けた日から30日以内に書面により通知しなければならない。

②司法警察官は、第6条第1項及び第8条第1項により通信制限措置を執行した事件に関して、検事から公訴を提起し、又は提起しない処分（起訴中止決定、参考人中止決定を除く。）の通知を受け、又は検察送致をしない処分（捜査中止決定を除く。）若しくは内査事件に関して立件しない処分をしたときは、その日から30日以内に、郵便物検閲の場合にはその対象者に、傍受の場合にはその対象となった電気通信の加入者に、通信制限措置を執行した事実と執行機関及びその期間等を書面により通知しなければならない。

③情報捜査機関の長は、第7条第1項第1号本文及び第8条第1項の規定による通信制限措置を終了した日から30日以内に、郵便物検閲の場合にはその対象者に、傍受の場合にはその対象となった電気通信の加入者に、通信制限措置を執行した事実と執行機関及びその期間等を書面により通知しなければならない。

④第1項乃至第3項の規定にかかわらず、次の各号の一つに該当する事由があるときは、その事由が解消されるまで通知を猶予することができる。

1. 通信制限措置を通知する場合、国家の安全保障・公共の安寧秩序を脅かす著しいおそれがあるとき
2. 通信制限措置を通知する場合、人の生命・身体に重大な危険を招来するおそれが著しいとき

⑤検事又は司法警察官は、第4項により通知を猶予しようとする場合には、疎明資料を添付して、あらかじめ、管轄地方検察庁検事正の承認を得なければならない。但し、捜査処検事が第4項により通知を猶予しようとする場合には、疎明資料を添付して、あらかじめ、捜査処長の承認を得なければならず、軍検事及び軍司法警察官が第4項により通知を猶予しようとする場合には、疎明資料を添付して、あらかじめ、管轄普通検察部長の承認を得なければならない。

⑥検事、司法警察官又は情報捜査機関の長は、第4項各号の事由が解消されたときは、その事由が解消された日から30日以内に第1項乃至第3項の規定による通知をしなければならない。

第9条の3（捜索・押収・検証の執行に関する通知）①検事は、送・受信が完了した電気通信について捜索・押収・検証を執行した場合、その事件に関して公訴を提起し、又は公訴の提起若しくは立件をしない処分（起訴中止決定、参考人中止決定を除く。）をしたときは、その処分をした日から30日以内に、捜査対象となっ

た加入者に捜索・押収・検証を執行した事実を書面により通知しなければならない。但し、捜査処検事は、高位公職者犯罪捜査処設置及び運用に関する法律第26条第1項によりソウル中央地方検察庁所属検事に関係書類と証拠物を送付した事件に関して、これを処理する検事から公訴を提起し、又は提起しない処分（起訴中止決定、参考人中止決定を除く。）の通知を受けた場合にも、その通知を受けた日から30日以内に書面により通知しなければならない。

- ②司法警察官は、送・受信が完了した電気通信について捜索・押収・検証を執行した場合、その事件に関して検事から公訴を提起し、又は提起しない処分（起訴中止決定、参考人中止決定を除く。）の通知を受け、又は検察送致をしない処分（捜査中止決定を除く。）若しくは内査事件に関して立件しない処分をしたときは、その日から30日以内に、捜査対象となった加入者に捜索・押収・検証を執行した事実を書面により通知しなければならない。

第10条（傍受設備に対する認可及び認可の取消し等）①傍受設備を製造・輸入・販売・配付・所持・使用し、又はそのための広告をしようとする者は、科学技術情報通信部長官の認可を得なければならない。但し、国家機関の場合は、この限りでない。

②削除

- ③科学技術情報通信部長官は、第1項の認可をする場合には、認可申請書、認可年月日、認可された傍受設備の種類と数量等必要な事項を台帳に記載して備え置かなければならない。

- ④第1項の認可を得て傍受設備を製造・輸入・販売・配付・所持・使用する者は、認可年月日、認可された傍受設備の種類と数量、備え置く場所等必要な事項を台帳に記載して備え置かなければならない。但し、地方自治団体の備品としてその職務遂行に提供される傍受設備は、当該機関の備品台帳に記載する。

- ⑤科学技術情報通信部長官は、第1項による認可を得た者が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、その認可を取り消し、その旨を書面により知らせなければならない。

1. 虚偽やその他の不正な方法により認可を得たことが判明した場合
2. 第4項に違反した場合

- ⑥その他に認可及び認可の取消しに必要な事項は、大統領令で定める。

第10条の2(国家機関傍受設備の申告) ①国家機関(情報捜査機関は除く。)が傍受設備を導入するときは、半期毎にその諸元及び性能等大統領令により定める事項を科学技術情報通信部長官に申告しなければならない。

②情報捜査機関が傍受設備を導入するときは、半期毎にその諸元及び性能等大統領令により定める事項を国会情報委員会に通知しなければならない。

第10条の3(不法傍受設備探知業の登録等) ①営利を目的として不法傍受設備探知業を行おうとする者は、大統領令により定めるところにより、科学技術情報通信部長官に登録をしなければならない。

②第1項による登録は、法人のみが行うことができる。

③第1項による登録をしようとする者は、大統領令により定める利用者保護計画・事業計画・技術・財政能力・探知装備その他に必要な事項を備えなければならない。

④第1項による登録の変更要件及び手続、登録した事業の譲渡・譲受・承継・休業・廃業及びその申告、登録業務の委任等に関して必要な事項は、大統領令により定める。

第10条の4(不法傍受設備探知業者の欠格事由) ①法人の代表者が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、第10条の3による登録をすることができない。

1. 被成年後見人又は被限定後見人
2. 破産宣告を受けた者で復権を得ない者
3. 禁錮以上の実刑を宣告され、その執行が終了(執行が終了したと見なされる場合を含む。)し、又は執行が免除された日から3年を経過しない者
4. 禁錮以上の刑の執行猶予を宣告され、その猶予期間中である者
5. 法院の判決又は他の法律により資格が喪失又は停止された者
6. 第10条の5により登録が取り消された(第10条の4第1号又は第2号に該当して登録が取り消された場合を除く。)法人の取消し当時の代表者で、その登録が取り消された日から2年を経過しない者

第10条の5(登録の取消) 科学技術情報通信部長官は、不法傍受設備探知業に登録した者が次の各号のいずれか一つに該当する場合には、その登録を取り消し、又は6か月以内の期間を定めてその営業の停止を命ずることができる。但し、第1号又は第2号に該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

1. 虚偽やその他の不正な方法により登録又は変更登録をした場合
2. 第10条の4による欠格事由に該当することになった場合
3. 営業行為と関連して知り得た秘密を他の者に漏らした場合
4. 不法傍受設備探知業登録証を他の者に貸与した場合
5. 営業行為と関連して故意又は重大な過失により他の者に重大な損害を負わせた場合
6. 他の法律の規定により国家又は地方自治団体から登録取消しの要求があった場合

第11条(秘密遵守の義務) ①通信制限措置の許可・執行・通報及び各種書類作成等に関与した公務員又はその職にあった者は、職務上知り得た通信制限措置に関する事項を外部に公開し、又は漏らしてはならない。

②通信制限措置に関して通信機関の職員又はその職にあった者は、通信制限措置に関する事項を外部に公開し、又は漏らしてはならない。

③第1項及び第2項に規定された者以外に、何人も、この法律による通信制限措置で知り得た内容をこの法律によって使用する場合以外には、これを外部に公開し、又は漏らしてはならない。

④法院における通信制限措置の許可手続・許可の可否・許可内容等の秘密維持に関して必要な事項は、大法院規則により定める。

第12条(通信制限措置により取得した資料の使用制限) 第9条の規定による通信制限措置の執行により取得された郵便物又はその内容及び電気通信の内容は、次の各号の場合以外には、使用することができない。

1. 通信制限措置の目的となった第5条第1項に規定する犯罪又はこれと関連する犯罪を捜査・訴追し、又はその犯罪を予防するために使用する場合
2. 第1号の犯罪による懲戒手続に使用する場合
3. 通信の当事者が提起する損害賠償訴訟で使用する場合
4. その他他の法律の規定により使用する場合

第12条の2(犯罪捜査のためにインターネット回線に対する通信制限措置で取得した資料の管理) ①検事は、インターネット回線を通じて送信・受信する電気通信を対象として第6条又は第8条(第5条第1項の要件に該当する者に対する緊急通信制限措置に限る。)による通信制限措置を執行する場合、その電気通信を第12

条第1号により使用し、又は使用のために保管（以下、本条で「保管等」という。）しようとするときは、執行終了日から14日以内に、保管等が必要な電気通信を選別し、通信制限措置を許可した法院に保管等の承認を請求しなければならない。

②司法警察官は、インターネットを通じて送信・受信する電気通信を対象として第6条又は第8条（第5条第1項の要件に該当する者に対する緊急通信制限措置に限る。）による通信制限措置を執行する場合、その電気通信の保管等をしようとするときは、執行終了日から14日以内に、保管等が必要な電気通信を選別し、検事に保管等の承認を申請し、検事は申請日から7日以内に通信制限措置を許可した法院にその承認を請求しなければならない。

③第1項及び第2項による承認請求は、通信制限措置の執行経緯、取得した結果の要旨、保管等が必要な理由を記載した書面により行わなければならない、次の各号の書類を添付しなければならない。

1. 請求理由に対する疎明資料
2. 保管等が必要な電気通信の目録
3. 保管等が必要な電気通信。但し、一定容量のファイル単位に分割する等適切な方法により情報保存媒体に保存・封印して提出しなければならない。

④法院は、請求に理由があると認める場合には保管等を承認してこれを証明する書類（以下、「承認書」という。）を発付し、請求に理由がないと認める場合には請求を棄却してこれを請求人に通知する。

⑤検事又は司法警察官は、第1項による請求又は第2項による申請をしない場合には、執行終了日から14日（検事が司法警察官の申請を棄却した場合には、その日から7日）以内に通信制限措置で取得した電気通信を廃棄しなければならない、法院に承認請求をした場合（取得した電気通信の一部に対してのみ請求した場合を含む。）には、第4項により法院から承認書の発付を得て、又は請求棄却の通知を受けた日から7日以内に承認を得られなかった電気通信を廃棄しなければならない。

⑥検事又は司法警察官は、第5項により通信制限措置で取得した電気通信を廃棄したときは、廃棄の理由と範囲及び日時等を記載した廃棄結果報告書を作成し、被疑者の捜査記録又は被内査者の内査事件記録に添付し、廃棄期日から7日以内に通信制限措置を許可した法院に送付しなければならない。

第13条（犯罪捜査のための通信事実確認資料提供の手続）①検事又は司法警察官は、捜査又は刑の執行のために必要な場合、電気通信事業法による電気通信事業者（以下、「電気通信事業者」という。）に通信事実確認資料の閲覧又は提出（以下、「通信事実確認資料提供」という。）を要請することができる。

②検事又は司法警察官は、第1項にもかかわらず、捜査のため通信事実確認資料のうち次の各号のいずれか一つに該当する資料が必要である場合には、他の方法によっては犯罪の実行を阻止することが困難であり、又は犯人の発見・確保若しくは証拠の収集・保全が困難である場合にのみ、電気通信事業者に当該資料の閲覧又は提出を要請することができる。但し、第5条第1項各号のいずれか一つに該当する犯罪又は電気通信を手段として行う犯罪に対する通信事実確認資料が必要な場合には、第1項により閲覧又は提出を要請することができる。

1. 第2条第11号へ・トのうちリアルタイム追跡資料

2. 特定の基地局に対する通信事実確認資料

③第1項及び第2項により通信事実確認資料提供を要請する場合には、要請事由、当該加入者との関連性及び必要な資料の範囲を記録した書面により、管轄地方法院（軍事法院を含む。以下、同じ。）又は支部の許可を得なければならない。但し、管轄地方法院又は支部の許可を得ることができない緊急の事由があるときは、通信事実確認資料提供を要請した後、遅滞なくその許可を得て電気通信事業者に送付しなければならない。

④第3項ただし書によって緊急な事由により通信事実確認資料の提供を受け、地方法院又は支部の許可を得られなかった場合は、遅滞なく提供された通信事実確認資料を廃棄しなければならない。

⑤検事又は司法警察官は、第3項により通信事実確認資料提供を受けたときは、当該通信事実確認資料提供要請事実等必要な事項を記載した台帳と通信事実確認資料の提供要請書等を所属機関に備え置かなければならない。

⑥地方法院又は支部は、第3項により通信事実確認資料提供要請許可請求を受けた現況、これを許可した現況及び関連資料を保存しなければならない。

⑦電気通信事業者は、検事、司法警察官又は情報捜査機関の長に通信事実確認資料を提供したときは、資料提供現況等を年2回科学技術情報通信部長官に報告し、当該通信事実確認資料提供事実等必要な事項を記載した台帳と通信事実確認資料

提供要請書等関連資料を、通信事実確認資料を提供した日から7年間備え置かなければならない。

⑧科学技術情報通信部長官は、電気通信事業者が第7項により報告した内容の事実の有無及び備え置かなければならない台帳等関連資料の管理実態を点検することができる。

⑨本条で規定する事項のほかに犯罪捜査のための通信事実確認資料提供と関連する事項に関しては第6条(第7項及び第8項は除く。)を準用する。

第13条の2(法院への通信事実確認資料提供) 法院は、裁判上必要な場合には、民事訴訟法第294条又は刑事訴訟法第272条の規定により、電気通信事業者に通信事実確認資料提供を要請することができる。

第13条の3(犯罪捜査のための通信事実確認資料提供の通知) ①検事又は司法警察官は、第13条により通信事実確認資料提供を受けた事件に関して、次の各号の区分により定めた期間内に通信事実確認資料提供を受けた事実と提供要請機関及びその期間等を通信事実確認資料提供の対象となった当事者に書面で通知しなければならない。

1. 公訴を提起し、又は公訴提起・検察送致をしない処分(起訴中止・参考人中止又は捜査中止決定は除く。)若しくは立件をしない処分をした場合: その処分をした日から30日以内。但し、次の各列記事項のいずれか一つに該当する場合は、その通知を受けた日から30日以内

イ. 捜査処検事が高位公職者犯罪捜査処設置及び運営に関する法律第26条第1項によりソウル中央地方検察庁所属検事に関係書類と証拠物を送付した事件に関して、これを処理する検事から公訴を提起し、又は提起しない処分(起訴中止決定又は参考人中止決定は除く。)の通知を受けた場合

ロ. 司法警察官が刑事訴訟法第245条の5第1号により検事に送致した事件で、検事から公訴を提起し、又は提起しない処分(起訴中止決定又は参考人中止決定は除く。)の通知を受けた場合

2. 起訴中止・参考人中止又は捜査中止決定をした場合: その決定をした日から1年(第6条第8項各号のいずれか一つに該当する犯罪である場合には3年)が経過したときから30日以内。但し、次の各号のいずれか一つに該当する場合は、その通知を受けた日から1年(第6条第8項各号のいずれか一つに該当す

る犯罪である場合には3年)が経過したときから30日以内

イ. 捜査処検事が高位公職者犯罪捜査処設置及び運営に関する法律第26条第1項によりソウル中央地方検察庁所属検事に関係書類と証拠物を送付した事件に関して、これを処理する検事から起訴中止又は参考人中止決定の通知を受けた場合

ロ. 司法警察官が刑事訴訟法第245条の5第1号により検事に送致した事件で、検事から起訴中止又は参考人中止決定の通知を受けた場合

3. 捜査が進行中である場合: 通信事実確認資料提供を受けた日から1年(第6条第8項各号のいずれか一つに該当する犯罪である場合には3年)が経過した日から30日以内

②第1項第2号及び第3号にかかわらず、次の各号のいずれか一つに該当する事由がある場合には、その事由が解消されるときまで同項による通知を猶予することができる。

1. 国家の安全保障・公共の安寧秩序を脅かすおそれがあるとき

2. 被害者又はその他の事件関係者の生命又は身体の安全を脅かすおそれがある場合

3. 証拠隠滅、逃走、証人威嚇等公正な司法手続の進行を妨害するおそれがある場合

4. 被疑者、被害者又はその他の事件関係者の名誉又はプライバシーを侵害するおそれがある場合

③検事又は司法警察官は、第2項により通知を猶予しようとする場合には、あらかじめ、管轄地方検察庁検事正の承認を得なければならない。但し、捜査処検事が第2項により通知を猶予しようとする場合には、疎明資料を添付して、あらかじめ捜査処長の承認を得なければならない。

④検事又は司法警察官は、第2項各号の事由が解消されたときは、その日から30日以内に第1項による通知をしなければならない。

⑤第1項又は第4項により検事又は司法警察官から通信事実確認資料提供を受けた事実等を通知された当事者は、当該通信事実確認資料提供を要請した事由を知らせるように書面により申請することができる。

⑥第5項による申請を受けた検事又は司法警察官は、第2項各号のいずれか一つに

該当する場合を除いては、その申請を受けた日から30日以内に当該通信事実確認資料提供要請の事由を書面により通知しなければならない。

- ⑦第1項から第5項までに規定した事項のほか、通信事実確認資料提供を受けた事実等に関しては、第9条の2(第3項は除く。)を準用する。

第13条の4(国家安保のための通信事実確認資料提供の手続等)①情報捜査機関の長は、国家安全保障に対する危害を防止するために情報収集が必要な場合、電気通信事業者に通信事実確認資料提供を要請することができる。

- ②第7条乃至第9条及び第9条の2第3項・第4項・第6項の規定は、第1項の規定による通信事実確認資料提供の手続等に関して、これを準用する。この場合、「通信制限措置」は「通信事実確認資料」と見なす。

- ③通信事実確認資料の廃棄及び関連資料の備置に関しては、第13条第4項及び第5項を準用する。

第13条の5(秘密遵守義務及び資料の使用制限)第11条及び第12条の規定は、第13条の規定による通信事実確認資料提供及び第13条の4の規定による通信事実確認資料提供による秘密遵守義務及び通信事実確認資料の使用制限に関して、これをそれぞれ準用する。

第14条(他人の対話秘密侵害禁止)①何人も、公開されていない他人間の対話を録音し、又は電子装置若しくは機械的手段を用いて聴取することができない。

- ②第4条から第8条まで、第9条第1項前段及び第3項、第9条の2、第11条第1項・第3項・第4項及び第12条の規定は、第1項の規定による録音又は聴取に関して、これを準用する。

第15条(国会の統制)①国会の常任委員会と国政監査及び調査のための委員会は、必要な場合、特定の通信制限措置等については法院行政処長、通信制限措置を請求し又は申請した機関の長若しくはこれを執行した機関の長に対して、傍受設備に対する認可又は申告内訳については科学技術情報通信部長官に対して報告を要求することができる。

- ②国会の常任委員会と国政監査及び調査のための委員会は、その議決により捜査官署の傍受装備保有現況、傍受執行機関又は傍受協助機関の交換室等必要な場所について、現場検証又は調査を実施することができる。この場合、現場検証又は調査に立ち会う者は、それにより知り得た秘密を正当な事由なく漏らしてはならな

い。

- ③第2項の規定による現場検証又は調査は、個人のプライバシーを侵害し、又は係属中の裁判若しくは捜査中の事件の訴迫に関する目的で行ってはならない。
- ④通信制限措置を執行し、又は委託を受けた機関若しくはこれに協助した機関の中央行政機関の長は、国会の常任委員会と国政監査及び調査のための委員会の要求がある場合、大統領令が定めるところにより第5条乃至第10条と関連する通信制限措置報告書を国会に提出しなければならない。但し、情報捜査機関の長は、国会情報委員会に提出しなければならない。

第15条の2(電気通信事業者の協助義務) ①電気通信事業者は、検事・司法警察官又は情報捜査機関の長がこの法律により執行する通信制限措置及び通信事実確認資料提供の要請に協助しなければならない。

- ②第1項の規定により通信制限措置の執行のために電気通信事業者が協助する事項、通信事実確認資料の保管期間その他に電気通信事業者の協助に関して必要な事項は、大統領令により定める。

第15条の3(是正命令) 科学技術情報通信部長官は、第13条第7項に違反して通信事実確認資料提供現況等を科学技術情報通信部長官に報告せず、又は関連資料を備え置いていない者には、期間を定めてその是正を命ずることができる。

第15条の4(履行強制金) ①科学技術情報通信部長官は、第15条の3により是正命令を受けた後、その定めた期間内に命令を履行しない者には、1千万ウォン以下の履行強制金を賦課することができる。

- ②第1項による履行強制金の納付期限は、特別な事由がある場合を除いては、是正命令により定めた履行期間終了日の翌日から30日以内とする。
- ③科学技術情報通信部長官は、第1項による履行強制金を賦課する前に、履行強制金を賦課・徴収することをあらかじめ文書で知らせなければならない。
- ④科学技術情報通信部長官は、第1項による履行強制金を賦課する場合、履行強制金の金額、賦課事由、納付期限、収納機関、異議提起方法を明らかにした文書で行わなければならない。
- ⑤科学技術情報通信部長官は、第1項による履行強制金を最初の是正命令があった日を基準として1年に2回以内の範囲でその是正命令が履行されるときまで繰り返し賦課・徴収することができる。

- ⑥科学技術情報通信部長官は、第15条の3により是正命令を受けた者がこれを履行したときは、新たな履行強制金の賦課を直ちに中止するものの、すでに賦課された履行強制金は徴収しなければならない。
- ⑦科学技術情報通信部長官は、第1項により履行強制金賦課処分を受けた者が履行強制金を期限までに納付しなければ、国税強制徴収の例によって徴収する。
- ⑧第1項による履行強制金の賦課及び徴収手続等必要な事項は、大統領令により定める。

第16条(罰則) ①次の各号のいずれか一つに該当する者は、1年以上10年以下の懲役と5年以下の資格停止に処する。

- 1. 第3条の規定に違反して郵便物の検閲又は電気通信の傍受をし、又は公開されていらない他人間の対話を録音若しくは聴取した者
- 2. 第1号により知り得た通信又は対話の内容を公開し、又は漏らした者

②次の各号のいずれか一つに該当する者は、10年以下の懲役に処する。

- 1. 第9条第2項の規定に違反して通信制限措置許可書又は緊急傍受書等の表紙の写本を交付せずに通信制限措置の執行を委託し、又は執行に関する協力を要請した者若しくは通信制限措置許可書又は緊急傍受書等の表紙の写本の交付を受けずに委託を受けた通信制限措置を執行し、又は通信制限措置の施行に関して協助した者
- 2. 第11条第1項(第14条第2項の規定により適用する場合及び第13条の5の規定により準用される場合を含む。)の規定に違反した者

③第11条第2項(第13条の5の規定により準用される場合を含む。)の規定に違反した者は、7年以下の懲役に処する。

④第11条第3項(第14条第2項の規定により適用する場合及び第13条の5の規定により準用される場合を含む。)の規定に違反した者は、5年以下の懲役に処する。

第17条(罰則) ①次の各号のいずれか一つに該当する者は、5年以下の懲役又は3千万ウォン以下の罰金に処する。

- 1. 第9条の2の規定に違反して通信制限措置許可書又は緊急傍受書等の表紙の写本を保存しない者
- 2. 第9条第3項(第14条第2項の規定により適用する場合を含む。)の規定に違反して台帳を備え置いていない者

3. 第9条第4項の規定に違反して通信制限措置許可書又は緊急傍受書等に記載された通信制限措置対象者の電話番号等を確認せず、又は電気通信に使用される暗証番号を漏らした者
 4. 第10条第1項の規定に違反して認可を得ずに傍受設備を製造・輸入・販売・配付・所持・使用し、又はそのための広告をした者
 5. 削除
 - 5の2. 第10条の3第1項の規定による登録をせず、又は虚偽により登録して不法傍受設備探知業した者
 6. 削除
- ②次の各号のいずれか一つに該当する者は、3年以下の懲役又は1千万ウォン以下の罰金に処する。
1. 第3条第3項の規定に違反して端末機器固有番号を提供し、又は提供を受けた者
 2. 第8条第5項に違反して緊急通信制限措置を直ちに中止しなかった者
 - 2の2. 第8条第10項に違反して同条第8項による通信制限措置を直ちに中止しなかった者
 3. 第9条の2(第14条第2項の規定により適用する場合を含む。)の規定に違反して通信制限措置の執行に関する通知をしなかった者
 4. 第15条の3に違反して定められた期間内に是正命令を履行しなかった者
 5. 第10条第3項又は第4項に違反して傍受設備の認可台帳を作成又は備え置かなかった者

第18条(未遂犯) 第16条及び第17条に規定された罪の未遂犯は、処罰する。

附則(省略)

II. 通信秘密保護法施行令(抄)

[施行2024年7月24日][大統領令第34724号, 2024年7月23日一部改正]

第1条(目的) 本施行令は、通信秘密保護法で委任された事項とその施行に関して必要な事項を規定することを目的とする。

第2条(法適用の基本原則) 検事(軍検事を含む。以下、同じ。), 司法警察官(軍司

法警察官を含む。以下、同じ。)又は情報捜査機関の長は、犯罪捜査や国家安保のために郵便物の検閲や電気通信の傍受(以下、「通信制限措置」という。)をする場合、又は公開されていない他人間の対話を録音・聴取するにあたって、通信制限措置又は対話の録音・聴取が特に必要であり、「通信秘密保護法」(以下、「法」という。)で定めた要件をすべて備えた場合にのみ、通信制限措置や対話の録音・聴取を行わなければならない。法による許可を受けたり承認を得て通信制限措置をし、又は対話を録音・聴取した場合にも、これを継続する必要性がないと判断される場合には、直ちにこれを中断することにより、国民の通信の秘密に対する侵害が最小限にとどまるようにしなければならない。

- 第 37 条 (通信事実確認資料提供の要請等) ①法第 13 条第 2 項本文及びただし書における「管轄地方法院又は支部」とは、被疑者又は被内査者の住所地・所在地、犯罪地又は該当加入者の住所地・所在地を管轄する地方法院又は支部をいう。
- ②同一の犯罪の捜査又は同一の者に対する刑の執行のために被疑者又は被内査者でない多数の加入者に対して通信事実確認資料提供の要請が必要な場合には、一件の許可請求書によることができる。
- ③犯罪捜査又は内査のための通信事実確認資料の提供の要請及びその通知等については、第 11 条から第 13 条まで、第 17 条から第 21 条までの規定を準用する。但し、第 17 条第 2 項本文の規定は、この限りでない。
- ④国家安保のための通信事実確認資料の提供要請及びその通知等については、第 5 条から第 13 条まで、第 16 条から第 18 条まで、第 20 条及び第 21 条を準用する。但し、第 17 条第 2 項本文の規定は、この限りでない。
- ⑤検事、司法警察官又は情報捜査機関の長(その委任を受けた所属公務員を含む。)は、第 3 項及び第 4 項において準用する第 12 条に従い、電気通信事業者に通信事実確認資料提供要請許可書又は緊急通信事実確認資料提供要請書の表紙の写しを発給し、又は身分を表示する証票を提示する場合には、ファックスによることができる。

第 38 条 (通信事実確認資料の提供に関する台帳) 電気通信事業者は、法第 13 条第 1 項、法第 13 条の 2 及び法第 13 条の 4 第 1 項により通信事実確認資料を提供した場合は、通信事実確認資料提供台帳にその提供事実を記録しなければならない。

第 39 条 (通信事実確認資料提供の現況報告) 電気通信事業者は、法第 13 条第 7 項

に基づき、資料提供現況等を毎半期終了後30日以内に科学技術情報通信部長官に報告しなければならない。

《付記》

本稿は、青山学院大学法学部附置判例研究所2019年度プロジェクト「携帯電話基地局位置情報取得捜査の規制に関する研究」による研究成果の一部である。このプロジェクトによる研究成果と関連して、本誌14巻1号に「韓国における携帯電話位置情報取得捜査とその規制」も掲載していただいた。青山学院大学附置判例研究所には、成果公表が著しく遅れたことをお詫び申し上げる。